

高梁西地区ケーブルテレビ網整備事業

高梁西地区ケーブルテレビ網整備事業の進ちよく状況や、今後の予定についてお知らせします。

工事着工について

川上地域全域および備中地域の一部（1工区）の工事について、9月議会の議決を得て、請負業者との契約を締結しました。工事の準備のため、業者が現地確認を行います。当該地区にお住まいの皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▽工事請負業者：住友電気工業(株)中国支店
▽工期：9月18日(金)～平成22年3月20日(土)

加入申込について

ケーブルテレビの加入申込書は、川上・備中地域等に備え

ており、吉備ケーブルテレビ加入代理店にもあります。加入代理店については、吉備ケーブルテレビ(TEL②①0123)へお問い合わせください。

今後の予定

成羽地域のケーブルテレビ施設を地上デジタル放送に対応させるため、改修工事を行います。工事の入札を10月中に行い、工事請負契約について議会の議決を得て、着工する予定となっております。

また、1工区を除く備中地域の整備については、現在、総務省へ交付金の申請を行っているところです。早期の整備完了に向けて事業を進めてまいりますので、事業に対するご理解ご協力をお願いします。

■問い合わせ 総合政策課総合政策係 (TEL②①0286)

平成22年度から

「市民税・県民税」「固定資産税・都市計画税」の全期前納報奨金制度を廃止します

9月議会において「高梁市税条例」が改正され、平成22年度から、市民税・県民税（普通徴収）と固定資産税・都市計画税の全期前納報奨金制度を廃止します。

これまで制度を利用され、早期納税にご協力いただいた皆さんにお礼申しあげます。制度廃止にご理解いただきますとともに、今後も納期内納付にご協力をお願いします。

全期前納報奨金制度とは

納税意識の高揚や税収の早期確保等を目的に創設されたもので、年税額を一括して第1期の納期限内に納付された場合に報奨金を交付する制度。

廃止の主な理由

厳しい財政状況を踏まえ、検討を重ね、次の理由などから廃止することになりました。

● 社会情勢の変化や納税者の皆さんの協力によって、口座振替制度の普及等の自主納付に対する意識が浸透してきており、創設当初の目的が達成されたこと。

● 市民税・県民税を給与や年金から天引きされている人は利用できないこと。また、一括納税ができない人は利用しにくいなどの不公平感が生じていること。

なお、全期分を一括して納付する「全期前納」は、これまでどおり、納付書または口座振替で行えます。また、口座振替をご利用の方で、「全期前納」から「期別」への変更を希望される場合は、平成22年3月23日(火)までに、各金融機関で変更手続きをお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係 (TEL②①0215)

太陽光発電の買取制度 がスタートします

11月1日から、太陽光発電の新たな買取制度が始まります。これは、太陽光発電システムによって家庭で作られた電力のうち、使わずに余った電力を48円/kWh(※)で電力会社に売ることができる制度です。

この制度により、日本の太陽光発電量を拡大し、エネルギー源の多様化と温暖化対策、経済発展への貢献が期待されています。制度の詳細は、資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/index.html>)をご覧ください。同庁新エネルギー対策課(TEL 03-3501-1511)へお問い合わせください。

(※)住宅用太陽光発電設備の発電能力が10kWh未満の場合の例で、当初の価格。設置された年度によって価格は低減していきます。

■問い合わせ

市民環境課環境係(TEL 210259)

9月定例市議会が9月1日から18日まで18日間の会期で開かれ、平成20年度各会計の歳入歳出決算認定議案や平成21年度一般会計補正予算案など25議案を上程し、原案どおり可決されました。

決算、予算以外で可決された主な議案は次のとおりです。

▼赤木五郎賞基金条例：同賞を市内全域対象の褒賞とする

▼山川ボランティア顕彰基金条例：同顕彰を市内全域対象の顕彰とする

▼高梁市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例：

平成22年度から高山小学校を廃校とする

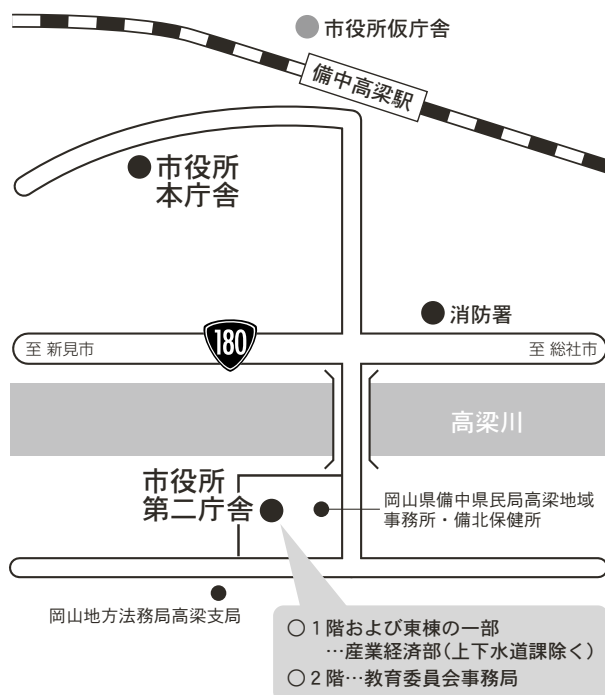
▼高梁市消防長の任命資格を定める条例：市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部改正に伴い、消防長の任命資格を定める

▼財産の取得に関し議会の議決を求めることについて：高規格救急自動車(災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)一式の取得

▼高梁市教育委員会委員の任命について：大内道登さん(巨瀬町)、山内廣子さん(川上町下大竹)を任命

11月24日から

産業経済部事務所を 第二庁舎へ移転します



現在、市役所仮庁舎(旭町1305)で業務を行っている産業経済部(上下水道課を除く)の事務所移転についてお知らせします。

▼事務所の移転先

市役所第二庁舎1階および東棟の一部(落合町近似286-1)

▼業務開始日 11月24日(火)

▼移転する課

農林課(農業委員会事務局)

局含む)・商工観光課・建設課・都市整備課・工事監理課

※上下水道課は、これまでどおり、浄化センター内(原田南町960)で業務を行います。

各課の配置等は、11月号に掲載します。

■問い合わせ 財政課管財係(TEL 210207)